防経航第９９０９号
２６．７．７
改正　防官文（事）第１８号
２７．１０．１

大臣官房長
防衛政策局長
人事教育局長
経理装備局長　殿
各幕僚長
技術研究本部長
装備施設本部長

事務次官
（公印省略）

防衛省開発航空機の海外移転に関する検討委員会設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

別紙

防衛省開発航空機の海外移転に関する検討委員会設置要綱

（設置）

第１　防衛省が開発した航空機の海外移転について必要な検討を組織横断的に実施するため、防衛省に、防衛省開発航空機の海外移転に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機　航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第１項に規定する航空機をいう。

(2) 防衛省開発航空機　防衛省が開発した航空機をいう。

(3) 装備品等　防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１３号に規定する装備品等をいう。

(4) 外国政府等　外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関その他これらに準ずるものをいう。

(5) 海外移転　外国政府等に対して装備品等を輸出することをいう。

(6) 移転先国　海外移転を実施する相手国をいう。

(7) 航空従事要員　航空機に乗り組んで行うその運航（航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含む。）及び航空機の整備に従事する要員をいう。

(8) 維持整備　装備品等の補給、保管及び整備に関することをいう。

（検討事項）

第３　委員会は、次に掲げる事項について、組織横断的な検討を行うものとする。

(1) 海外移転に関する方針に関すること

(2) 前号の方針の開発への反映に関すること

(3) 海外移転を促進するための政策に関すること

(4) 海外移転に際して必要な手続に関すること

(5) 移転先国の航空従事要員の育成に関すること

(6) 移転先国における維持整備への対応に関すること

(7) 海外移転や情報の保護に関する政府間協定に関すること

(8) その他委員長が定める事項

（構成）

第４　委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長　事務次官
(2) 委　員　防衛政策局長
整備計画局長
人事教育局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
防衛装備庁長官
防衛装備庁防衛技監

２　委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

３　委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員に指名することができる。

（幹事会）

第５　委員会の下に、委員会で検討する事項についてあらかじめ調査・検討し、委員会での検討を補佐させるため、幹事会を置く。

２　幹事会の構成は次のとおりとする。

(1) 幹事長　防衛装備庁長官官房審議官
(2) 幹　事　幹事長が指名する防衛政策局次長
幹事長が指名する大臣官房審議官
統合幕僚監部首席後方補給官
陸上幕僚監部防衛部長
陸上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部防衛部長
海上幕僚監部装備計画部長
航空幕僚監部防衛部長
航空幕僚監部装備計画部長
防衛装備庁長官官房装備官（陸上担当）
防衛装備庁長官官房装備官（艦船担当）
防衛装備庁長官官房装備官（航空機担当）
防衛装備庁装備政策部長
防衛装備庁プロジェクト管理部長
防衛装備庁技術戦略部長
防衛装備庁調達管理部長

３　幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。

４　幹事長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員に指名す

ることができる。

（作業部会）

第６　幹事長は、幹事会において調査・検討する事項の一部について専門的かつ詳細な調査・検討を行うため、幹事会の下に作業部会を置く。

２　作業部会は、幹事長が指名する部会長及び部会員をもって構成する。

（関係部局の協力）

第７　委員長、幹事長及び部会長は、委員会、幹事会及び作業部会における検討のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係者の出席、資料の提出その他の協力を求めることができる。

２　関係部局は、前項の要求があった場合にはこれに応じ、協力するものとする。

（情報の保全）

第８　委員会、幹事会及び作業部会の構成員並びに第７第１項の規定により協力を求められた関係部局の職員は、委員会、幹事会及び作業部会における検討に際して知り得た情報について、秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）その他の関連規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。

（庶務）

第９　委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）において処理をする。

（委任規定）

第１０　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会及び作業部会の運営に関し必要な事項は幹事長がそれぞれ定める。